

TAKAHAMASHI

SHOKOKAI

【高浜市商工会報】

NEWS

vol.222

発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp



2019. 3. 11

高浜市商工会会員数＝973事業所（平成31年1月18日現在）

消費税個別相談会

1 日 時

平成31年3月19日（火）午後1時から午後4時（受付は午後3時まで）

2 場 所

高浜市商工会 相談室

3 必要書類

平成28年～30年分決算書、計算機、筆記用具、平成30年分総勘定元帳、試算表

消費税関係届出書の控え、消費税申告書、業務用固定資産を購入した場合は内容がわかる帳票

4 相談員

東海税理士会刈谷支部所属税理士

個別相談のため、事前に予約をお願いします。（先着順）

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は3月15日（金）まで
 消費税及び地方消費税の申告と納税は4月1日（月）まで
申告と納税は正しくお早めに！！

スマホ × 確定申告 スマート申告が始まります！

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を
 適用して申告する方は、**スマホ専用画面**があって便利！

作成コーナー

検索



※掲載コードのリンク先は、
 予告無く変更又は削除する
 場合があります。

ID・パスワード方式で手続完結

ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**（ICカードリーダライタ不要）**申告書の控えは** PDF 形式で **スマホに保存！**

※ ID・パスワードは、税務署で発行していますので、申告される本人が運転免許証等をお持ちの上、お越しください。

印刷も要らなく
 なるんだね。



安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済

検索

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

www.smrj.go.jp/skyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)